

# 平成 29 年度第 1 回一宮市総合教育会議 会議録

## 1 日時

平成 29 年 11 月 21 日（火） 15 時 30 分～16 時 30 分

## 2 会場

一宮市役所 本庁舎 6 階 特別会議室

## 3 出席者

市長 中野 正康  
教育長 中野 和雄  
教育委員（教育長職務代理者） 山田 豊子  
教育委員 小川 典子  
教育委員 森 幹昇  
教育委員 加藤 学  
教育委員 平松 悦子  
教育委員 鈴木 孝之

## 4 事務局（9名）

平松行政課長、堀川行政課専任課長、滝野行政課課長補佐  
野田教育文化部長、皆元教育文化部次長、堀教育文化部総務課長、高橋学校教育課長、  
坂井学校教育課主監、伊藤教育文化部総務課専任課長

## 5 傍聴者

なし

## 6 議題

- (1) 一宮市いじめ防止基本方針（案）について
- (2) その他

## 7 資料

- (1) 次第
- (2) 一宮市いじめ防止基本方針（案）への意見に対する市の考え方
- (3) 一宮市いじめ防止基本方針（案）
- (4) 一宮市いじめ問題対策連絡協議会等条例（案）

※会議の内容は次項のとおりです。

## 事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から本年度第1回目となります一宮市総合教育会議を開催させていただきます。なお、本日の会議は、議題1については公開、以降は非公開という形となります。本日は、傍聴希望者はいらっしゃいませんでしたのでご報告いたします。

それでは、会議に先立ちまして、市長からごあいさつを申し上げます。

## 市長

みなさん、こんにちは。総合教育会議は今年度第1回目となりますが、昨年度は2月に大変痛ましい事件がありまして、委員の皆様には、お時間を頂戴してご意見をいただきましたことに感謝申し上げます。一宮市は中学校19校、小学校42校と、これだけ大きい市ですから、教育委員の定員を2名増やして法律上の定員いっぱいの6名としました。新年度になりまして、6名の体制としては初めての総合教育会議となります。委員が増えて発言の機会が減ることがないように、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。一宮市は教育委員さんに恵まれていると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 事務局

それでは、総合教育会議の設置に関する要綱の規定により、ここからは市長が議長となります。よろしくお願い致します。

## 市長

それでは、議題の(1)、一宮市いじめ防止基本方針案についての説明をお願いします。

## 事務局

本日は、1点目としてパブリックコメントの意見集約、2点目に意見を受けて修正した基本方針案、3点目に関係条例案、以上3点についてご説明します。

背景として、大津のいじめ自殺を受けまして、国がいじめ防止対策推進法を定めまして、学校と県に対して方針を定めるよう義務づけました。市町村については努力義務ということでしたが、県から指導もあり、平成28年度から本市でも策定に取り掛かりました。28年度の総合教育会議でご意見をいただき修正を加えながら進めておりましたが、2月の自死事案を受け、臨時の総合教育会議を開いていただきまして、少し止めましょうということになりました。しかしながら2月のパブリックコメントはすでに始まっておりまして、意見集約が終わったところで凍結しておりました。

今年度になりまして、8月24日、第三者委員会の調査結果が出ましたことを機に、この基本方針の策定を進めるにいたりまして。

資料①、パブリックコメントに対して、11件の意見をいただきました。4つ目の意見を受けまして、10ページ目の資料②の、重大事案が発生した場合の組織図の中の「いじめに関係した」の部分を「いじめを受けた」と修正いたしました。これは、9ページの第6・重大事態への対処の「いじめを受けた児童生徒」の部分に対応して修正いたしました。また、いじめとは法律上では子どもと子どもとの間に起こることと定められておりまして、教師から起こった場合はいじめではなく非違行為と考えて

おりますので、そのように修正したいと考えております。

10ページの図において、小中学校から児童生徒やその保護者へ向けた矢印の部分に、情報提供の文言を追加いたしました。その他の10件の意見につきましては、既に取り組んでいる、盛り込まれている等の理由により、貴重なご意見として参考にさせていただき、とさせていただきます。

今後の予定でございますが、今ご説明させていただいた内容を修正いたしまして、次の条例へと進んでいきたいと考えております。

続いて資料③、一宮市いじめ問題対策連絡協議会、一宮市いじめ問題対策調査委員会、一宮市いじめ問題再調査委員会を設置するため、関係条例を3月議会に諮る方向で進めております。

12ページの第2章では、いじめ問題対策連絡協議会において、関係団体と連携しながらいじめ問題の防止に向けてしっかり取り組むことを定めております。13ページの第3章では、問題が起きたときに調査をするということを定めております。第4章では、2章・3章の教育委員会で設置したものではなく、市長が設置する再調査委員会について定めております。教育委員会が設置した協議会からの報告に対して再調査を求められたときに設置するものです。この3つの委員会について3月議会に諮るために、行政課と調整しながら準備を進めているところでありまして、3月議会で関係条例をお認めいただければ、4月施行となります。

#### 市長

再調査委員会についてですが、重大な案件の場合などに教育委員会による調査を省いて、再調査委員会から始めてもいいのでしょうか。

#### 事務局

他市の事例では、教育委員会の調査委員会、市の再調査委員会では保護者の方が納得されず、県で再調査委員会を設置したケースがあります。

#### 市長

その場合も、教育委員会で調査を行う前に、私が介入して調査を行うことができるということでしょうか。

#### 事務局

この法律に則らずに、地方自治法上の市長によって提示された委員会が必要であるという判断があれば、可能となります。

#### 市長

連絡協議会が15人で構成されていまして、学識経験者などから任命されることが定められていますが、第10条の対策調査委員会では定められていません。

#### 事務局

学識経験者や弁護士、医療の専門家等の方々を想定しております。

#### 市長

中立性を保つために、第4条のようにできるようもう少し考えてほしいです。

#### 事務局

調査に疑念を招くことがないようにすることが重要ですので、考えて準備したいと思

ます。

#### 委員

パブリックコメントの4つ目の意見、いじめに関係した教職員という項目が無いのはなぜか、という問いに対して、この回答で納得していただけるのでしょうか。11月に豊橋市で教師が小2の女子を黒板に打ち付けて学校に来られなくなったという事案がありました。

#### 事務局

いじめは子どもと子ども間で起こると定義されておりますので、教員が行うことは非違行為と考えております。

#### 委員

読めば分かることではありますが、新聞報道のされ方を見ましても、一般の感覚としてはそこまでの認識はないと思いますので、定義そのものをきちんと前面に出さないと同様の意見が出てきてしまうのではないのでしょうか。

#### 事務局

パブリックコメントでいただいた意見への回答としましては、修正後の基本方針とセットで提示する予定でおります。方針案の中に埋もれてしまっておりますので、見えるような形を考えてみたいと思います。

#### 委員

重大な事案と認識された場合、再調査委員会が設置されることになるかと思いますが、こういった方々で構成されるのか明記されていないと、委員会を何回設置しても内々だけの調査と思われてしまう懸念があります。

#### 事務局

そのあたりは詰めていきたいと思います。

#### 委員

10ページの図では教育委員会と調査委員会がつながっているようなイメージが沸きます。小中学校と教育委員会のつながりと同じ矢印でいいのでしょうか。

#### 市長

再調査委員会を左側に飛び出させるのもいいと思います。

#### 事務局

位置や矢印について再検討します。

#### 事務局

調査委員会は教育委員会の附属機関ですので、関係は密接と考えられます。ただし諮問をしまして、第三者が調査するという構図ですので、これが自然とも感じますので、あらためて相談します。

#### 委員

法律用語のいじめを一般認識でいういじめに寄せることはできないのでしょうか。

#### 事務局

近づけるのがより適切というのはその通りかと思います。法での定義を受けて地方自治体の基本方針を定めなさい、となっておりますので、法の定義をやはり受け継いでおり

ます。法体系の枠組みの中では難しいのではないかと考えます。

#### 委員

親としては、子どもが学校に行けない場合に原因を取り除きたい気持ちがあります。パブリックコメントに寄せられた意見の10番目への回答にある相談先を、ここだけでなくアピールできないでしょうか。

#### 事務局

しっかりお伝えしていきたいと思います。

#### 市長

メールでの相談窓口を開設しましたが、相談は来ていますか。

#### 事務局

来ていますが多くはありません。

#### 委員

7ページにあるスクールカウンセラー等の派遣とは、いじめを発見してからとなりますでしょうか。

#### 事務局

中学校ではスクールカウンセラーを週1回、市独自に配置している心の教室相談員は週2～3回派遣しております。小学校はスクールカウンセラーが月1回程度しか派遣できず少ないので、来年度に増員で予算要求しております。

#### 委員

インターネット等で伝えていますか。

#### 事務局

スクールカウンセラーにつきましては、満杯の状態です。心の教室相談員は生徒に近い立場の方に来ていただいております。放課時間などに子どもが出かけていっているということがございます。

#### 市長

相談数はどれぐらいですか。

#### 事務局

小学校は保護者からの予約でいっぱい、中学校では教員と生徒と保護者が、学校にもよりますが、よく相談に訪れております。

#### 市長

子ども同士のいじめ防止について、案を軸にしながら、本日の指摘はしっかり修正、改善していきます。

#### 委員

他の子から悪口を言われて11月から学校に行けなくなってしまった子がいます。今は1日2時間のリハビリみたいな形で学校に行っておりまして、なかなか相談できる相手がなくて悩んでいます。

#### 事務局

学校としては一日観察日や相談週間などで相談の場を設けておりますが、本当にそれが機能しているかということが重要でありますので、校長会等を通じて、あらためて機

能できるよう指導していきます。

#### 委員

この子の場合は担任しか把握しておらず学年主任にさえ伝わっていません。事が分かった時点でようやく動き出しても、学年主任と3人だけで話をしている。上の4役は全く知らず、学校がチームとして成り立っていません。学校内で共有できていないことが多いと感じますので、校長会だけでなく他の役職の方に対してもそのあたりの充実をお願いしたいと思います。

#### 事務局

情報共有は重要な課題であり、第三者委員会からの指摘事項でありますので、しっかりと学校に対して指導していきます。

#### 市長

情報共有の問題についてはいろいろなところで指摘されております。どこの学校でも当てはまることで構造的な問題でもあるのでしょうか。

#### 委員

先生同士で相談する場合も、些細な事でも言う先生と追い詰められるまで抱え込む先生とがいるかと思えますので、初任者や2年目3年目、中堅と、研修等で統一を図っていただきたいと思えます。それから、不登校はいじめだけではなくいろいろなことに起因していると思えますので、学校が行っている取組を伝えなければなりませんし、保護者は学校を理解するよう努力しなければなりませんし、指針を別に定める必要があるのかもしれない。

#### 事務局

情報共有がしやすいよう、紙や電子で回覧できるような仕組みを作っていけるよう、知恵を絞っていかなければならないと思えます。

#### 委員

ある子どもが10日ぐらい学校に行けなかったのですが、担任の先生から電話があつて「どんなことがあつても守る」という言葉をいただきました。先生の愛情というか、根本的なところを見直していただきたいです。ただ上司に上げればよいというものでもありません。

#### 委員

スマホで育った世代というのは先輩に相談するのは苦手なのか、昔に比べて聞くのを躊躇しているのではないのでしょうか。先生も人間ですので、戸惑うことも多いと思えますが、聞くという姿勢が少ないように感じます。

#### 事務局

スマホは大変便利ではありますが、結局は気に入る答えを探してしまうということもあるようで、それが必ずしも有効かという疑問です。

#### 委員

学習指導要領があるにも関わらず、ネットの情報を子どもに教えてしまう。ネットの情報は100%ではないのに正としてしまうのは如何なものかと思えます。

(個人情報保護のため非公開)

**市長**

教師の非違行為について、教育委員会が学校に対して何らかの指針を示した方がよいと感じます。

**事務局**

言葉による体罰もありますし、子どもを追い込んでしまうのは体罰にあたるかと思いますが、具体的に定めるということに関しては宿題をいただいたという認識でおります。

**教育長**

教員がノウハウを学ぶにしても、その奥にあるものを理解していなければなりませんし、大きな課題と考えております。

**市長**

他にご発言がなければ議題を終了します。事務局から他に何かありますか。

**事務局**

次回の開催については、追ってご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

**市長**

それでは、これで平成29年度第1回総合教育会議を終了します。ありがとうございました。